

厚生労働省高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画

平成30年3月

厚生労働省

目 次

第一 基本的な考え方	1
第二 対応方針及び具体的取組	4
第三 進捗状況の管理	5
第四 その他の措置	12

<掲載表一覧>

【表1】 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設ごとの計画的処理完了期限等（基本計画より抜粋、一部加筆。）
【表2】 厚生労働省が管理する施設等における保管量・所有量等（総括表）（平成30年2月末時点）
【表3】 北海道事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：平成34年3月31日まで）【変圧器及びコンデンサー】
【表4】 東京事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：平成34年3月31日まで）【変圧器及びコンデンサー】
【表5】 豊田事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：平成34年3月31日まで）【変圧器及びコンデンサー】
【表6】 大阪事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：平成33年3月31日まで）【変圧器及びコンデンサー】
【表7】 北九州事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：平成30年3月31日まで）【変圧器及びコンデンサー】
【表8】 北海道・東京事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：平成35年3月31日まで）【安定器及び汚染物】
【表9】 北九州・大阪・豊田事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：平成33年3月31日まで）【安定器及び汚染物】
【表10】 独立行政法人等における保管量・所有量等（平成30年2月末時点）
【表11】 厚生労働省が管理する施設等の低濃度PCB廃棄物保管量、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等（平成30年2月末時点）

第一 基本的な考え方

平成 28 年 5 月のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「特別措置法」という。）の改正により、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下、「高濃度 PCB 廃棄物」という。）の保管事業者に対し、表 1 に記載する中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業対象地域ごとに定める計画的処理完了の 1 年前を処分期間の末日として、当該処分期間内に高濃度 PCB 廃棄物を自ら処分又は処分委託することが義務づけられるとともに、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（以下、「高濃度 PCB 使用製品」という。）の所有事業者に対し、処分期間内に廃棄（PCB 使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。）すること等が義務付けられた。

また、同改正法に基づき、平成 28 年 7 月に閣議決定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）」において、各省庁は、その所掌事務に係る施設等において保管している高濃度 PCB 廃棄物及び所有している高濃度 PCB 使用製品について、「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）」を策定するとともに、当該実行計画の実施状況について、毎年度公表することとされた。

本計画は、基本計画の記述に基づき、厚生労働省が保管・所有する高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の処分委託及び廃棄その他の措置を早期に実行するために必要な事項を定めるものである。

なお、本計画の対象期間は、平成 30 年 3 月から平成 35 年度末（中間貯蔵・環境安全事業株式会社の北海道事業における安定器及び汚染物等の計画的処理完了期限。）までとする。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成28年7月26日）の抜粋

第5章 政府が保管事業者としてそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項

保管事業者及び所有事業者に対し一日も早い処分及び廃棄を求めるためには、政府自らも率先して、その保管・所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分委託及び廃棄を早期に実行する必要がある。

このため、各省庁は、その所掌事務に係る施設等において保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有している高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、以下の事項を内容とする高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画を策定するとともに、当該計画の実施状況（自ら管理する施設等における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・処分委託の数量及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有・廃棄の数量を含む。）について、毎年度公表する。

- ① 自ら管理する施設等について、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有の実態を改めて調査し、処分期間内に一日でも早く確実に処分委託・廃棄を終えること。
- ② 補助金の交付等を行っている施設等（地方公共団体の管理する施設等を除く。）について、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有の実態を調査し、処分期間内に一日でも早く確実に処分委託・廃棄を終える等の対策を講じるよう設置者に要請すること。
- ③ その他の施設等について、各々実態把握に努め、交換する等の対策を講じるよう周知すること。

また、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物についても、平成 39 年 3 月 31 日までの処分委託を確実に終えるため同様の取組を進めるものとし、政府が所有する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、同期限までに率先して確実な廃棄・処分委託又はポリ塩化ビフェニルの除去に努めるものとする。

【表1】中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設ごとの計画的処理完了期限等（基本計画より抜粋、一部加筆）

事業名(実施場所)	処理対象	事業対象地域	事業対象地域以外に保管されている処理対象物	事業の時期	
				処分期間(*1)	計画的処理完了期限(*2)
北九州 (福岡県北九州市若松区響町1丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	A地域	C地域の車載変圧器の一部、D地域のコンデンサーの一部	平成30年3月31日まで	平成31年3月31日
	安定器及び汚染物等	A地域、B地域及びC地域（大阪PCB処理事業所及び豊田PCB処理事業所における処理対象物を除く。）		平成33年3月31日まで	平成34年3月31日
大阪(大阪府大阪市此花区北港白津2丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	B地域	C地域の車載変圧器の一部及び特殊コンデンサーの一部、E地域の特殊コンデンサーの一部	平成33年3月31日まで	平成34年3月31日
	安定器及び汚染物等	B地域（小型電気機器の一部に限る。）		平成33年3月31日まで	平成34年3月31日
豊田(愛知県豊田市細谷町3丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	C地域	B地域のポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部	平成34年3月31日まで	平成35年3月31日
	安定器及び汚染物等	C地域（小型電気機器の一部に限る。）		平成33年3月31日まで	平成34年3月31日
東京(東京都江東区青海3丁目地先)	大型変圧器・コンデンサー等	D地域	C地域の車載変圧器の一部、E地域の大型変圧器の一部	平成34年3月31日まで	平成35年3月31日
	安定器及び汚染物等	D地域（小型電気機器の一部に限る。）	北九州PCB処理事業所及び大阪PCB処理事業所から発生する廃粉末活性炭	平成35年3月31日まで	平成36年3月31日
北海道(北海道)	大型変圧	E地域		平成34年3月31日	平成35年3月31日

室蘭市仲町)	器・コンデンサー等			まで	
	安定器及び汚染物等	D地域及びE地域（東京PCB処理事業所における処理対象物を除く。）		平成35年3月31日まで	平成36年3月31日

(注) 事業対象地域については、以下のとおり。

A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

E地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

*1 平成28年8月から施行されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の改正に合わせ、使用中の変圧器やコンデンサー等の高濃度PCB使用製品についても処分期間内に使用を終えて処分するよう、電気事業法の「電気設備に関する技術基準を定める省令」等が改正された。

*2 処分期間の末日の1年後である計画的処理完了期限を適用する場合は、PCB特措法に基づき、確実に計画的処理完了期限までにJESCOに処分を委託することを約した契約書の写し等を保管の場所を管轄する都道府県及び政令市の長に届け出る必要がある。

使用中の高濃度PCB使用製品についても同様に、これらを廃棄する見込み等について都道府県及び政令市の長に届け出る必要がある。

第二 対応方針及び具体的取組

1. 対応方針

厚生労働省が管理する施設等、補助金の交付等を行っている施設等^{※1}（以下、「独立行政法人等が管理する施設等」という。）及びその他の施設等^{※2}について、基本計画第5章において、各省庁が実行計画で定めるべきものとされている事項を踏まえ、以下の具体的な取組により、処分期間内の処分を目指す。

2. 具体的取組

(1) 厚生労働省が管理する施設等の高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の保管・所有の実態調査及び早期処理の実施

厚生労働省が管理する施設等において、特別措置法に基づく保管状況等の届出又は電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく管理状況の届出がされている高濃度 PCB 廃棄物又は高濃度 PCB 使用製品の保管・所有量を網羅的に実態調査し、特別措置法で定める処分期間内に早期の処理を完了するように、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録、高濃度 PCB 使用製品の廃棄、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への処分委託等を確実に進める。

また、処分期間は中間貯蔵・環境安全事業株式会社が整備する全国 5 箇所の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとに異なるため、事業対象地域ごとの保管・所有量を把握し、それぞれの処分期間に応じて明確な進捗管理を行う（表 2～9）。

さらに、電気事業法において事業用電気工作物設置者に義務付けられている年次点検等による徹底した調査を実施することで、未判明・未届出となっている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品についても、特別措置法に基づく届出及び期限内の処理を確実なものとする。

(2) 独立行政法人等が管理する施設等の高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の保管・所有の実態調査及び早期の処分委託・廃棄に係る要請

独立行政法人等が管理する施設等について、(1)の厚生労働省が管理する施設等における取組みに準じて、実態調査により保管・所有量を把握し、進捗管理を行う（表 10）。また、早期処理へ向け必要な要請を行う。

(3) その他の施設等に対する早期処理に係る周知

厚生労働省が所管する事業に関する業界団体等に対して、実態把握及び処理期間内の一日でも早い処理委託に関する周知を行う。

具体的な周知内容及び方法としては、環境省が行う情報発信について、所管の業界団体等に周知する。

※1 基本計画に定めのある「補助金の交付等を行っている施設（地方公共団体の管理する施設等を除く。）等」とは、各省庁が所管する独立行政法人及び特殊法人であって、運営費交付金を交付している独立行政法人又は施設等の建設・維持・管理に対し、

国の補助金等が充てられている独立行政法人及び特殊法人が管理する施設等に限るものとする。

※2 基本計画に定めのある「その他の施設等」とは、各省庁が所管する事業に関する業界団体が管理する施設及び（２）で対象とした独立行政法人・特殊法人以外の各省庁が所管する法人が管理する施設をいう。

第三 進捗状況の管理

厚生労働省が管理する施設等及び独立行政法人等が管理する施設等の高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の処分の進捗について毎年度調査を行い、それぞれ表 2～表 10 を更新することで、進捗状況を管理する（毎年度公表）。

なお、処分予定欄において、「未定」と記載しているものについては、来年度以降、中間貯蔵・環境安全事業株式会社での処分計画等を反映し、随時処分予定年月及び処分予定量を記載する。

1. 厚生労働省が管理する施設等が保管・所有する高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の総括表は表 2 のとおり

【表 2】厚生労働省が管理する施設等における保管量・所有量等（総括表）（平成 30 年 2 月末時点）

<高濃度 PCB 廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	各年度の処分予定量
大型変圧器等	台	12	12	30 年度 5 31 年度 5 32 年度 2
大型コンデンサー等	台	9	9	31 年度 1 32 年度 5 未定 3
安定器	個	3,272	2,500	0 年度 905 31 年度 1,024 32 年度 1,034 未定 309
	缶	41	41	30 年度 21 31 年度 17 32 年度 3
	箱	15	15	31 年度 15
小型変圧器・コンデンサー	台	74	34	30 年度 12 31 年度 28 32 年度 33 未定 1
その他汚染物等	トン	0.1	0	31 年度 0.1

<高濃度 PCB 使用製品>

種別	単位	使用量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	各年度の廃棄予定量
大型変圧器等	台	0	0	0
大型コンデンサー等	台	0	0	0
安定器	個	0	0	0
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	0
その他汚染物等	トン	0	0	0

2. 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの高濃度PCBを含有する変圧器・コンデンサーの保管量、所有量等は表3～7のとおり

【表3】北九州事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：平成30年3月31日まで）

<高濃度 PCB 廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	各年度の処分予定量
大型変圧器等	台	0	0	0
大型コンデンサー等	台	0	0	0
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	0

<高濃度 PCB 使用製品>

種別	単位	使用量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	各年度の廃棄予定量
大型変圧器等	台	0	0	0
大型コンデンサー等	台	0	0	0
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	0

【表4】大阪事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：平成33年3月31日まで）

<高濃度 PCB 廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	各年度の処分予定量
大型変圧器等	台	0	0	0
大型コンデンサー等	台	0	0	0
小型変圧器・コンデンサー	台	41	1	30年度 12 31年度 28 32年度 1

<高濃度 PCB 使用製品>

種別	単位	使用量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	各年度の廃棄予定量
大型変圧器等	台	0	0	0
大型コンデンサー等	台	0	0	0
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	0

【表5】豊田事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：平成34年3月31日まで）

<高濃度 PCB 廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	各年度の処分予定量
大型変圧器等	台	0	0	0
大型コンデンサー等	台	0	0	0
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	0

<高濃度 PCB 使用製品>

種別	単位	使用量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	各年度の廃棄予定量
大型変圧器等	台	0	0	0
大型コンデンサー等	台	0	0	0
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	0

【表6】東京事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：平成34年3月31日まで）

<高濃度 PCB 廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	各年度の処分予定量
大型変圧器等	台	12	12	30年度 5 31年度 5 32年度 2
大型コンデンサー等	台	9	9	31年度 1 32年度 5 未定 3
小型変圧器・コンデンサー	台	33	33	32年度 32 未定 1

<高濃度 PCB 使用製品>

種別	単位	使用量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	各年度の廃棄予定量
大型変圧器等	台	0	0	0
大型コンデンサー等	台	0	0	0
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	0

【表7】北海道事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：平成34年3月31日まで）

<高濃度 PCB 廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	各年度の処分予定量
大型変圧器等	台	0	0	0
大型コンデンサー等	台	0	0	0
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	0

<高濃度 PCB 使用製品>

種別	単位	使用量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	各年度の廃棄予定量
大型変圧器等	台	0	0	0
大型コンデンサー等	台	0	0	0
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	0

3. 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの高濃度 PCB を含有する安定器及び汚染物等の保管量、所有量等は表 8～9 のとおり

【表 8】北九州・大阪・豊田事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：平成 33 年 3 月 31 日まで）

<高濃度 PCB 廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	各年度の処分予定量
安定器	個	1,110	606	30 年度 338 31 年度 493 32 年度 279
	缶	19	19	30 年度 14 31 年度 2 32 年度 3
その他汚染物等	トン	0	0	0

<高濃度 PCB 使用製品>

種別	単位	使用量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	各年度の廃棄予定量
安定器	個	0	0	0
その他汚染物等	トン	0	0	0

【表 9】北海道・東京事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：平成 35 年 3 月 31 日まで）

<高濃度 PCB 廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	各年度の処分予定量
安定器	個	2,162	1,894	30 年度 567 31 年度 531 32 年度 755 未定 309
	缶	22	22	30 年度 7 31 年度 15
	箱	15	15	31 年度 15
その他汚染物等	トン	0.1	0	31 年度 0.1

<高濃度 PCB 使用製品>

種別	単位	使用量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	各年度の廃棄予定量
安定器	個	0	0	0
その他汚染物等	トン	0	0	0

4. 独立行政法人等が管理する施設等における高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の保管・所有量は表 10 のとおり。

【表 10】独立行政法人等における保管量・所有量等（平成 30 年 2 月末時点）
<高濃度 PCB 廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	各年度の処分予定量
大型変圧器等	台	37	30	30 年度 16
				31 年度 3
				32 年度 14
				33 年度 4
大型コンデンサー等	台	49	44	30 年度 21
				31 年度 2
				32 年度 2
				33 年度 24
安定器	個	4,712	3,164	30 年度 2,294
				31 年度 953
				32 年度 656
	缶	56	56	33 年度 281
				34 年度 511
				未定 17
箱	4	4	30 年度 21	
			31 年度 3	
小型変圧器・コンデンサー	台	513	242	33 年度 30
				未定 2
				30 年度 2
				31 年度 2
その他汚染物等	トン	1.7	1.1	30 年度 432
				31 年度 20
				32 年度 59
				33 年度 2
その他汚染物等	トン	1.7	1.1	30 年度 1.6
				31 年度 0.003
				32 年度 0.019
				33 年度 0.03

<高濃度 PCB 使用製品>

種別	単位	使用量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	各年度の廃棄予定量
大型変圧器等	台	0	0	0
大型コンデンサー等	台	0	0	0
安定器	個	222	112	30年度 12 31年度 112 未定 98
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	0
その他汚染物等	トン	0	0	0

第四 その他の措置（低濃度 PCB）

厚生労働省が保管する低濃度 PCB 廃棄物については、処分期間の末日である平成 39 年 3 月 31 日までに自ら処分又は処分委託を確実に終え、所有する低濃度 PCB 使用製品については、同期限までに率先して確実な廃棄・処分委託又は PCB の除去に努めるものとする。

ただし、高濃度 PCB 廃棄物の処分及び高濃度 PCB 使用製品の廃棄を確実にかつ早期に完了することが最優先であり、低濃度 PCB 廃棄物及び使用製品は、高濃度 PCB 廃棄物及び使用製品とは状況・事情が異なるため、今後、それらの使用実態等の把握を十分に行うとともに、処理体制の充実・多様化を進めた上で、低濃度 PCB 廃棄物及び使用製品の処理に関する取組、進捗管理等を具体化する。

【表 11】厚生労働省が管理する施設等の低濃度 PCB 廃棄物保管量、低濃度 PCB 使用製品所有量等（平成 30 年 2 月末時点）

<低濃度 PCB 廃棄物>

種別	単位	保管量	各年度の処分予定量
大型変圧器等	台	22	30 年度 5
			31 年度 2
			32 年度 7
			未定 8
大型コンデンサー等	台	5	30 年度 4
			未定 1
安定器	個	920	30 年度 34
			31 年度 40
			未定 846
	缶	1	30 年度 1
小型変圧器・コンデンサー	台	44	30 年度 4
			31 年度 4
			未定 36
その他汚染物等	トン	1.0	30 年度 0.8
			未定 0.2

<低濃度 PCB 使用製品>

種別	単位	使用量	各年度の廃棄予定量
大型変圧器等	台	7	31 年度 4
			33 年度 1
			未定 2
大型コンデンサー等	台	0	0
安定器	個	851	32 年度 851
小型変圧器・コンデンサー	台	275	32 年度 275
その他汚染物等	トン	0	0